報 道 資 料

平成28年9月30日 総務部人事課 0742-34-4821 (ダイヤルイン)

職員の懲戒処分について

環境清美工場職員の窃盗・横領に伴う管理監督者の処分発令を、下記の通り行った。

記

環境部及び環境清美工場職員の管理監督職員

環境部及び環境清美工場 所属・補職	旧所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
環境部長	THE POLICE THE PERSON	_	H28.9.29	減給10分の1	上司としての管理	
				6月	乾叔丰/1 七明 3	第29条第1項
事務職員						第1号及び第2号
環境部次長		5 7	H 2 8. 9. 2 9	減給10分の1	上司としての管理	
				5月	監督責任を問う	第29条第1項
事務職員						第1号及び第2号
環境部参事		5 5	H 2 8. 9. 2 9	減給10分の1	上司としての管理	地方公務員法
				5月	監督責任を問う	第29条第1項
技術職員						第1号及び第2号
環境事業室長		5 8	H28.9.29	減給10分の1	55-47 主 17 ナ 88 こ	地方公務員法
				5月		第29条第1項
事務職員						第1号及び第2号
環境清美工場長		5 7	H 2 8. 9. 2 9	減給10分の 1	上司としての管理	地方公務員法
				5月	監督責任を問う	第29条第1項
技術職員						第1号及び第2号
環境清美工場長補佐		5 1	H 2 8. 9. 2 9	減給10分の 1	5-47 ± 17 + 18 5	地方公務員法
				2月		第29条第1項
事務職員						第1号及び第2号
環境清美工場長補佐		58 H	H 2 8. 9. 2 9	減給10分の1		地方公務員法
				2月		第29条第1項
技術職員						第1号及び第2号
環境清美工場長補佐		6 0	H 2 8. 9. 2 9	減給10分の 1	B-叔主 / ナ 88 3	
				2月 監督員任を問う	第29条第1項	
技能職員						第1号及び第2号
環境清美工場長補佐		5 8	H 2 8. 9. 2 9	減給10分の 1	5た叔 主 バ ナ 88 こ	
				2月		第29条第1項
技能職員						第1号及び第2号
リサイクル推進課 主任	環境清美工場 係長	5 4	H 2 8. 9. 2 9	減給10分の 1	Bと叔 主 / 女 ナ 88 こ	地方公務員法
	(H28.8.31まで)			4 月		第29条第1項
技能職員						第1号、第2号及び第3号
環境清美工場	環境清美工場長補佐	6 0	H 2 8. 9. 2 9	減給10分の1	上司としての管理 監督責任を問う	
(再任用職員)	(H27年度)			1月		第29条第1項
技能職員						第1号及び第2号

【参考】平成28年9月議会で議決された事項

- 〇市長 …平成28年10月~12月の給料月額10分の1を3月減額するとともに、平成28年12月分及び平成29年6月分の 期末手当の10分の1を減額
- 〇副市長…平成28年10月~12月の給料月額10分の1を3月減額